

— お 知 ら せ —

平成30年4月1日より、「雨水排水計画の審査基準」及び「雨水流出抑制施設設計の手引き」を改正します。

○ 雨水排水計画の審査基準及び雨水流出抑制施設設計の手引き 変更箇所

- 必要対策量の考え方

開発区域の面積	対策の基準
1ha未満	貯留500 m ³ /haに相当する雨水流出抑制施設を設置すること ただし、開発規模が500m ² 未満の自己用住宅の建築については、各戸雨水流出抑制施設を積極的に設置し、雨水の流出抑制に努めること
1ha以上	貯留700 m ³ /haに湛水実績に伴う湛水量を加えた雨水流出抑制施設を設置すること (埼玉県条例に該当する場合は、県河川砂防課と協議し、許可を得ること)

※貯留方式、浸透方式ともに上記表の必要対策量とする

平成30年10月1日より、「開発許可の検査対象」を変更いたします。

○ 非自己居住用（主に建売分譲住宅） ※変更あり

- 建売分譲住宅については、建物配置や排水計画等は不確定であるが、雨水流出抑制施設の適正な設置と治水対策の観点などから、建物配置等に影響がない位置（例えば、将来の駐車場予定スペース等）に流出抑制施設を設置する設計としてまいります。
- 配置図等には「最終枿及び雨水貯留（浸透）施設等以外の排水施設は建築時施工」と明記し、流出抑制施設及び開発区域の最終枿から一時放流先までの接続を検査の対象といたします。
- また、小規模な建売分譲住宅については、第37条公告前承認での対応も可能といたします。

【問合せ先】羽生市役所 まちづくり政策課 開発指導係

電話 048-561-1121（内）263,264

羽生市役所 建設課 治水係

電話 048-561-1121（内）251